

次期「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」の策定(骨子案)について

1 趣旨

平成 28 年 3 月に県が管理する全ての公共施設等を対象に、中長期的な取組の方向性を明らかにした「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（以下「マネジメント方針」という。）を策定し、施設の長寿命化をはじめ、計画的な更新・改修や施設総量の適正化等を推進してきた。

現方針は来年度に方針期間（平成 28 年度～令和 7 年度）の最終年度を迎えることから、他の関連する計画との整合性を図りつつ、これまでの成果と課題を踏まえた上で、次期方針の策定を行う。

2 次期方針の基本的な枠組み

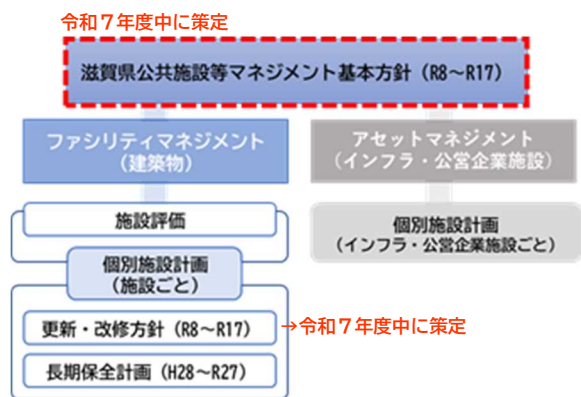
(1)方針期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 1 7 年度（2035 年度）までの 1 0 年間とする。

(2)方針の性格

本県の公共施設等全体にわたる基本的な方針を総合的・体系的に取りまとめたものであり、総務省通知に基づく「公共施設等総合管理計画」として策定。

「マネジメント方針」は大きな方向性を示す指針であり、「更新・改修方針」は次の 10 年間で取り組む建替えや大規模改修事業について個別に記載したもの



3 今後の予定

年	月	次期マネジメント方針	(参考)次期更新・改修方針
令和 6 年 (2024 年)	7 月～		次期方針の策定に向けた 事業量調査
	12 月	特別委員会報告（骨子案）	
令和 7 年 (2025 年)	9 月	特別委員会報告（原案）	原案作成
	11～12 月	県民政策コメントの実施	
令和 8 年 (2026 年)	3 月	特別委員会報告（最終案）、次期方針策定	

次期滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(骨子案)

策定趣旨等

策定趣旨 県有施設の老朽化や利用需要の変化等に対応するため、中長期的かつ総合的な観点から、県有施設に係る基本的な方針を示すもの

方針の期間 令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)(10年間) **対象施設** 県が所有・管理する全ての施設(建築物、インフラ施設、公営企業施設、地方独立行政法人)



1 現方針に基づく取組と効果

- **建築物**
 - 施設総量の適正化 方針の期間終了時点(R7年度末)の施設総量がH27年度末より増加しないことを基本 → **達成見込み** (H27末:147.7万㎡ → R5末:146.0万㎡)
 - 施設の長寿命化 長期保全計画に基づく予防保全工事 → **計画通りに進捗** (概ね60施設/年で実施)
 - 計画的な更新・改修 「更新・改修方針」に基づく建替え・改修事業 → **大半の事業に着手** (90事業のうち85事業に着手(R6末見込))
- **インフラ施設・公営企業施設**
 - 施設類型ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、計画に基づいた適切な維持管理を実施 ・ 施設の耐震化のほか、役割を終えた施設の廃止等を実施

2 公共施設等の現状および将来の見通し

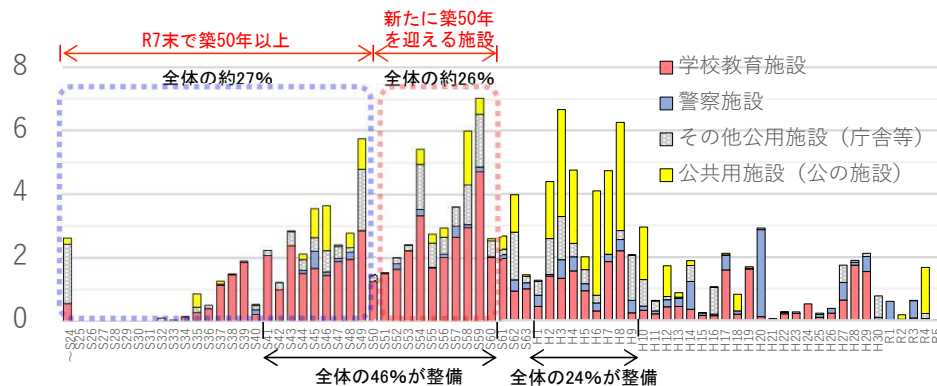
(1) 公共施設等の老朽化の現状

① 建築物の状況

築50年超の施設が増大

- 建築物は、施設全体の**約27%が築50年以上を迎える見込み(令和7年度末時点)**で、このまま老朽化が進むと、令和17年度末時点では全体の約53%まで増加する見込み

(参考)建築物の整備時期別の延床面積

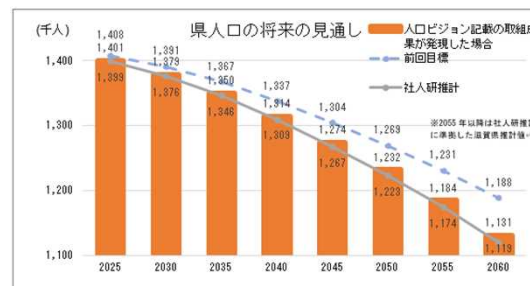


② インフラ施設・公営企業施設の状況

原案にて報告

(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し

- 今後も本県の人口は減少傾向が続く見通し



(令和6年7月「滋賀県人口ビジョン」より)

(3) 県の財政状況

- このまま推移するとR10年度には財政調整基金をほぼ使い切り、財政運営が行き詰まる可能性
- 社会保障関係費や公債費の負担がさらに増加することも踏まえると、R13年度以降も厳しい状況が続く見込み (令和6年3月「財政収支見通しと今後の行財政運営について」より)

(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

- ① 建築物
- ② インフラ施設
- ③ 公営企業施設

次期更新・改修方針の策定にあわせ、試算予定

3 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状および課題に関する基本認識等

- ・ 公共施設等の現状および将来の見通しを踏まえ、以下の2点について留意
 - ①公共施設等の老朽化の進行への対応
 - ②人口減少をはじめとする社会経済情勢等への変化への対応

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・ 以下の4つの対応方針に基づく施設マネジメントを展開し、財政負担を縮減・平準化しながら、資産価値を最大化

①良質な性能および安全性の維持・確保

- ・ 施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保を図るため、以下の取組を実施

(ア)点検・診断等

- ・ 日常点検や巡視、パトロール等により施設の状態を的確に把握
- ・ 点検・診断結果を以後の維持管理・修繕等に反映

(イ)安全確保

- ・ 法令の要請等に対応した施設基準の確保
- ・ 危険箇所等の早期発見・早期対応
- ・ 事故の未然防止・安全の確保

(ウ)耐震化

- ・ 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な耐震対策を実施
- ・ 防災上重要な施設については高い耐震性を確保

(エ)CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- ・ 「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」に基づき、施設の断熱化や高効率機器の導入等による省エネ化を積極的に推進
- ・ 施設整備時に排出する廃棄物の縮減による環境負荷の低減
- ・ CO₂ネットゼロに向けた取組の効果の見える化を実施

(オ)ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 改定後の「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」に基づく取組を推進
- ・ 子どもから高齢者まであらゆる世代や障害者等、「当事者の声」を施設整備に反映させるため、当事者参画の取組を拡大



(仮称)第二大津合庁設計に関するワークショップの様子



生徒が考案したデザインをトイレ改修に反映した事例
(虎姫高等学校)

(カ)県産材(木材)の利用推進

- ・ 公共建築物の木造化、木質化の推進
- ・ 積極的な県産材の活用

3 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

②施設総量の適正化

- 維持管理費や更新費をできる限り抑制するため、施設特性に応じた適正な施設総量となるよう、継続的に取組を実施

分野ごとの方針

建築物	- 役割を終えた施設の廃止、更新にあわせた施設の集約化、大規模改修にあわせた減築等を徹底し、将来負担額を縮減 - 地方合同庁舎のあり方検討を行うとともに、地方合同庁舎建替え時には、他の地方単独庁舎等の集約化を検討 ※数値目標の設定については、施設評価の結果も踏まえて検討	インフラ施設	真に必要な投資へ重点化するとともに、社会の要請を踏まえた施設規模の適正化等を実施 【県営住宅】長寿命化計画に基づき、集約建替や用途廃止を実施
		公営企業施設	将来にわたる収支バランスなどの経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資の実施 【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討

③施設の長寿命化、計画的な更新・改修

- 老朽化が著しい施設について、箇所ごとに更新や改修の緊急性・必要性、投資効果、LCC（ライフ・サイクル・コスト）等を十分見極め、選択と集中を徹底
- 地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金も有効に活用し、個別に設けられている施設整備関連の基金の統合および今後の老朽化対策の財源としての活用を検討

分野ごとの方針

建築物	- 原則として令和7年度末時点で建築後45年以内かつ500㎡以上の建物（長寿命化対象施設）において、適切な予防保全工事を行うことで、建物の<u>目標使用年数を65年から80年へと延ばし</u>、老朽化対策費用の更なる縮減・平準化を実施 - 建築後概ね50年以上が経過し、老朽化等が深刻な施設については、一律に建て替えるのではなく、<u>原則、耐用年数評価を実施し、構造躯体が健全な施設は大規模改修（フルリノベーション）の手法も含めて検討</u> なお、防災面での機能強化や施設の複合化・狭隘化への対応が必要など、<u>建替えでなければ課題解決が図れないようなものについては更新により対応</u>	（参考）見直しによる効果 ※取組による効果額（総務省試算ソフトにより推計） ■ 予防保全 ■ 大規模改修 ■ 更新 ■ 更新（長寿命化） 30年で4,569億円（約152億円/年） 見直しにより年間約45億円の縮減が可能 30年で3,235億円（約107億円/年） ・ 目標使用年を80年に延伸 ・ 更新事業の約6割を大規模改修とした場合 劣化状況や県の財政状況等を踏まえ、今後も全体で実施時期を調整 事業の緊急性・優先度を見極め、実施時期を調整（財政負担の平準化）
インフラ施設 公営企業施設	国等の基準による施設ごとに定めた対策により長寿命化を推進。修繕に当たっては、合理的な対策を選択し、コスト縮減を実施 【道路施設】長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施 【流域下水道施設】各処理場の管理について、ウォーターPPP導入を含めた民間の技術力の活用に努め、維持管理費を縮減	

3 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

④維持管理の最適化、施設の有効活用

(ア)維持管理の最適化

- ・ **ドローンをはじめとする新技術の積極的な活用**のほか、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入などにより、維持管理を最適化

分野ごとの方針

建築物	・ 個別の施設ごとにLCCを把握した上で、歳入確保・歳出削減、民間活力の活用等によるサービスの向上などを積極的に推進
-----	--

(イ)施設の有効活用

- ・ 施設を活用した歳入確保策について積極的に推進
- ・ 利活用の可能性がある施設について、民間事業者のアイデアを積極的に聴取し、具体的な利活用の方策を検討
- ・ 利活用の可能性がない資産について、所在市町における利活用の意向を踏まえた上で売却等を実施
- ・ 歴史的価値のある施設について、保存や次世代への継承の観点から有効活用を検討

(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

①全庁的な取組体制

- ・ 「公共施設等マネジメント会議」を活用し、連携・調整、情報共有等を図り、本方針に基づく取組を推進
- ・ ノウハウの共有等を目的とした庁内関係課向け研修会等の開催を検討

②情報管理・共有方策

- ・ **施設のマネジメントを効果的・効率的に推進していくため、DXを活用した施設情報の集約化・共有化等**を検討
- ・ 市町や国の機関との情報共有・連携の推進

(4) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

- ・ 持続可能な滋賀の実現とSDGsの達成を目指し、SDGsで定めるゴール・ターゲットに貢献

(5) PDCAサイクルの実施方針

- ・ 本方針で定めた内容について、毎年度進捗状況や取組効果を評価し、その結果について県のホームページ等で公表
- ・ 公共施設等を取り巻く環境や施設整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを実施

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

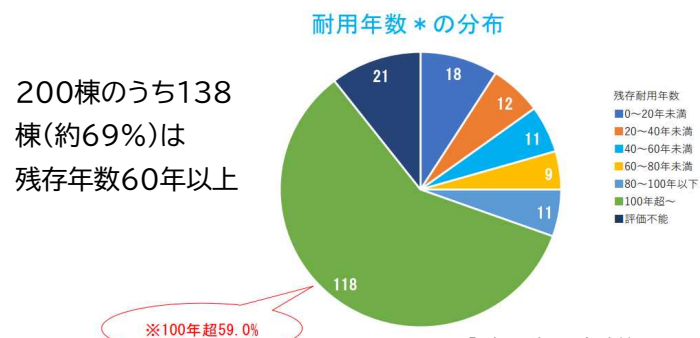
- ・ 各施設の適切な維持管理等が行えるよう「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を策定 → **原案にて報告**
- ・ 施設類型ごとの長寿命化計画や基本的な方針に基づき、効果的かつ効率的な維持管理を実現

参考資料① 次期マネジメント方針のポイント

ポイント① 耐用年数評価による整備手法の検討

構造体の最外側鉄筋のコンクリートの中性化が達しない期間を、適切な位置で採取されたコンクリートの調査結果に基づき、調査時点からの耐用年数として評価

耐用年数評価案件(200棟)の概要
(2019.5～2024.3)



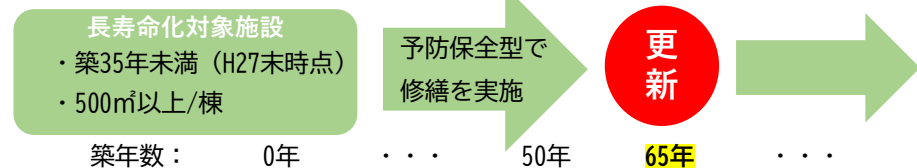
「(一財)日本建築センター資料」より

ポイント② 目標使用年数の延伸

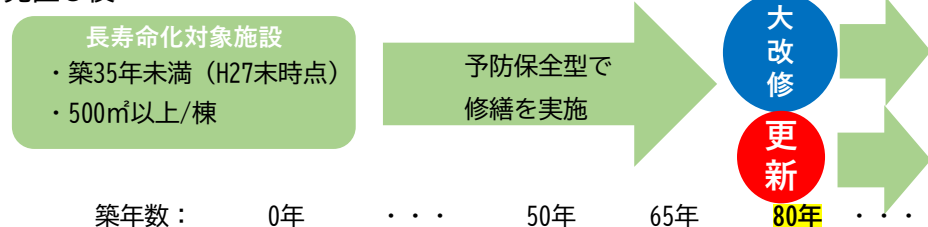
長寿命化対象施設について、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄骨造の
目標使用年数を「65年以上」から「80年以上」へと延伸

現行の取組

長寿命化対象施設は、築65年以降に更新を検討



見直し後



ポイント③ 大規模改修（フルリノベーション）の採用

- ① 工事費用の縮減、工期の短縮が可能 ② 更新と同等の環境確保が可能
③ 環境負荷の軽減 ④ 有利な起債制度が活用可能

<改修前>



(その他改修後の様子)



<改修後>

【事例】彦根市役所



ポイント④ 構造体の耐震安全性の確保

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国交省)に基づき、官庁施設の有する機能や被害を受けた場合の社会的影響等を考慮した施設の重要度に応じて、耐震安全性の目標を設定
防災上重要な施設については、Ⅰ類相当の耐震安全性の確保を検討

分類	耐震安全性の目標	対象施設
Ⅰ類	大規模地震後、 構造体の補修をすることなく 、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて 十分な機能確保 が図られている。	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設
Ⅱ類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	人命の確保および物品の安全性確保が特に必要な施設
Ⅲ類	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	その他

参考資料② インフラ施設・公営企業施設等の取組状況

(総括)

取組内容	令和5年度の取組	取組内容	令和5年度の取組
①点検・診断等	いずれの施設においても法定点検、定期点検、日常点検等を適切に実施	⑥維持管理・修繕・更新等	計画や点検結果に基づき老朽化対策等の事業を実施
②安全確保	施設点検で不具合が見つかる等、修繕が必要となった施設類型において必要な対応を実施	⑦CO ₂ ネットゼロの推進	対象施設において、設備の高効率化等により、CO ₂ ネットゼロの推進に寄与
③耐震化	9施設類型については耐震化が完了、または対象施設無し	⑧ユニバーサルデザイン化の推進	対象施設の改修等に伴い、ユニバーサルデザインの観点による対応を実施
④施設総量の適正化	必要性を確認し、役割を終えた施設等が発生した施設類型において施設の削減等を実施	⑨県産材(木材)利用の推進	対象施設において木質化に対応
⑤長寿命化	各計画に基づき長寿命化事業を実施		

(各施設ごと)

	施設類型	策定済の計画	令和5年度の取組		施設類型	策定済の計画	令和5年度の取組
インフラ施設	道路施設	橋梁長寿命化修繕計画	計画および点検結果に基づく長寿命化対策事業の実施	インフラ施設	治山・林道施設	治山林道施設長寿命化行動計画	修繕計画および点検結果に基づき対策を実施
	河川管理施設	河川管理施設長寿命化計画	施設の適切な維持管理・更新により施設の耐用年数を延命化		交通安全施設	滋賀県警察交通安全施設長寿命化計画	LED 式信号灯器への更新を推進し、信号灯器に係る消費電力を縮減
	港湾施設	維持管理計画(4港)	施設点検実施率 100%		その他施設(自然公園施設)		日常管理の結果を踏まえ修繕を実施
	治水ダム	治水ダム長寿命化計画(6ダム)	計画事業の実施率 100%	公営企業施設	公営競技事業施設	琵琶湖モーターボート競走場長期修繕計画書	老朽化施設および設備の修繕業務、改修業務を実施
	砂防関係施設	砂防関係施設長寿命化計画	木材を使用する施工箇所について、積極的に県産木材を利用		流域下水道施設	ストックマネジメント計画(4処理区)	計画に基づいた適正な規模の施設整備を実施
	公園施設	公園施設長寿命化計画	湖岸緑地衣川公園においてインクルーシブ遊具を設置		水道施設	企業庁アセットマネジメント計画	計画に基づき、点検、整備等の維持管理を実施
	県営住宅	滋賀県営住宅長寿命化計画	高断熱仕様の採用、省エネ改修、再生可能エネルギーの活用		病院施設	県立病院施設長寿命化計画	経年劣化がみられる設備等を計画的に更新
	農業水利施設	滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画	計画等に基づき事業実施	政 独 法 立 人 行	県立大学	公立大学法人滋賀県立大学長寿命化計画	計画に基づき、設備の更新等を適正な規模で実施